仕 様 書

1. 件名

教師データ生成プログラム改良作業

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所 環境創生研究部門(以下、「産総研」という。)では、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)「高度循環型システム構築に向けた廃電気・電子機器処理プロセス基盤技術開発/資源循環プロセス」における破砕前処理システムを開発している。

3. 作業の概要

産総研が保有する教師データ生成プログラムについて、破砕前処理システムにおける破砕 前粗解体選別システム開発のため、教師データ生成プログラムにおける内部モジュール生成 機能の改良作業と多種品目適応機能の改良作業を行うものである。

4. 作業の構成

4-1:内部モジュール生成機能の改良作業

4-2: 多種品目適応機能の改良作業

5. 構成別仕様詳細

5-1:内部モジュール生成機能の改良作業

- 5-1-1:Matlab (MathWorks 社) によりコーディングされた教師データ生成プログラムを改良すること。使用する Matlab のライセンスは受注者が準備すること。調達請求者が貸与する教師データ生成プログラム及び設計書から作業計画を立案し、調達請求者の了承のもとに作業を進めること。
- 5-1-2:教師データ生成プログラムにおける廃製品の透過 X 線画像生成機能において、内部モジュールが現状よりも現実的な形状となるように、内部モジュール用のラベル生成機能を改良すること。この際、学習用画像内のモジュールの形状の複製、統計処理した上での生成、及び拡散モデル等の手法を比較・検討し、最適な方法を採用する。比較検討結果は作業報告書に記載すること。

5-2: 多種品目適応機能の改良作業

5-2-1:前項の改良を加えた教師データ生成プログラムを利用して、調達請求者が貸与する約20品目のデータ (透過 X線画像及びMatlabフォーマットでのラベルファイル)への適応を試みる。この際、品目ごとに内部構造が異なるため最適な処理方

法が異なる可能性があることを考慮して、各品目を精度高く生成するためのパラメータ及びプログラムの修正を行うこと。検討内容及び採用パラメータ等を作業報告書に記載すること。また、画像の入力、生成、表示を一貫して処理する機能を追加すること。

6. 受注者の能力・要件等

- ・受注者は Matlab による深層学習プログラムの作成経験を有するとともに、公的研究機関からの調達受注経験を有すること。
- ・受注者は、廃製品の透過 X 線画像の解析及び深層学習による処理の経験を有すること。

7. 成果の取り扱い

- 本作業により作成したソフトウェアの知的財産権は産総研に帰属する。
- ・受注者は、成果に係るソフトウェアの著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する 権利を含む。)及び意匠登録を受ける権利を産総研に譲渡するものとし、著作者人格権を 行使しないものとする。ただし、パッケージ製品に係るものは除く。
- ・受注者は、産総研に対し、納品した成果品が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。なお、納品した成果品について、第三者の権利侵害の問題が生じ、 その結果、産総研又は第三者に費用や損害が生じた場合は、受注者は、その責任と負担においてこれを処理するものとする。

8. 出荷前検査

- ・受注者は、納入に先立って、納入プログラムが仕様書を満たしていることを確認すること。 と。
- 「5. 構成別仕様詳細」を満たしていることを確認したうえで、作業報告書に確認試験結果を記載すること。

9. 貸与品

- 教師データ生成プログラムにかかる画像データ
- ・産総研が保有する教師データ生成プログラム、及び設計書

10. 納入物品

- ・作業報告書 1部(紙媒体又は電子媒体) ※電子媒体で納品する際は原則として外部電磁的記録媒体(USBメモリ、外付HDD、DVD-R等)を用いないこと。
- ・教師データ生成プログラム改良版 一式
- ・設計書(アルゴリズムを記載したもの)

11. 納入期限および納入場所

納入期限: 2025年11月28日

納入場所: 〒305-8569 茨城県つくば市小野川 16-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター西事業所 環境創生研究部門 西-1 棟 4303 室

12. 納入の完了

「10. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

13. 付帯事項

- ・本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- ・本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定す る。
- ・納入されたプログラム等における発注側の責めによらない納入の完了後1年以内の動作 不良等不具合については、その補修、調整等責任をもって無償で速やかに行うこと。
- ・サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行し なければならない。

14. セキュリティ要件

14.1.情報セキュリティポリシーに関する要件

①本業務の遂行に当たっては、産総研の情報セキュリティポリシー(別途定める読み替え条項に従うものとする。以下同じ。) <u>※1</u>を遵守するとともに、情報セキュリティポリシーにおいて産総研に求められる水準の情報セキュリティ対策を講じること。産総研の情報セキュリティ規程については、下記 URL を参照のこと。その他の情報セキュリティポリシーの詳細については受注者決定後に提示する。

【国立研究開発法人産業技術総合研究所情報セキュリティ規程】

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/securitykitei.pdf

②産総研の情報セキュリティポリシーの見直しが行われた場合は、見直しの内容に応じた情報セキュリティ対策を講じること。なお、対応内容については産総研担当者に事前に報告し承認を得ること。

14.2. その他セキュリティに関する要件

①受注者は、本業務の履行に際して、秘密である旨を示されて貸与を受けた秘密情報を秘密 として適切に保持することとし、第三者に開示又は漏洩してはならない。

- ②受注者は、本業務の履行によって知った一切の情報を本業務の履行以外 の目的に利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- ③貸与品は産総研担当者の了解なしに所外に持ち出しまたは複製してはならない。
- ④産総研の所外へ持ち出しまたは複製した貸与品については一覧表を作成し、産総研担当者に提出すること。なお、契約終了後、速やかに返却又は廃棄し、産総研担当者の確認を得たうえで一覧表からの削除を行うこと。
- ⑤受注者は、契約締結後、情報セキュリティ管理体制を記載したドキュメントを産総研担当者に提出すること。
- ⑥受注者は、本業務において、受注者の従業員若しくはその他の者によって、意図せざる変更が加えられない管理体制とすること。
- ⑦受注者は、産総研の求めに応じて、資本関係、役員等の情報、委託事業の実施場所並びに 委託事業従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍 に関する情報提供を行うこと。
- ⑧本業務にかかる情報に関する情報セキュリティインシデントが生じた場合、速やかに報告の上、原因の分析を実施し、産総研担当者と対処内容及び再発防止策を検討すること。当該インシデントへの対処を実施するにあたっては、事前に産総研担当者の確認を得ること。
- ⑨情報セキュリティインシデントが生じたことで、受注者の作業環境等の確認が必要となった場合には、産総研の調査に協力を行うこと。
- ⑩産総研で情報セキュリティインシデントが発生した場合、速やかに調査及び復旧に協力を行うこと。
- ①産総研担当者より、情報セキュリティ対策の履行が不十分であると指摘された場合は、速 やかに是正処置を講ずること。
- ②本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、産総研が情報 セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、受注者は、産総研が定めた実施内容(監査 内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ③本業務の履行においては、十分な秘密保持を行うこと。
- (4)サプライチェーン・リスクに係る情報セキュリティ上の事象が発生した場合、受注者は原 因調査などについて産総研担当者と協議の上、主導的に解決を図ること。
- ⑤受注者は、受注先及び再委託先において作成した委託事業に係る成果物(システム構成・設定情報、等を含む。産総研に帰属しない著作物を除く。)の納入の完了後速やかに、当該成果物を産総研担当者の許可を得て、抹消すること。また、受注者は、産総研担当者の指示に従い、当該成果物の抹消の確認を受けること。

<u>※1 産総研の情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ</u> <u>規程、情報セキュリティ実施要領及び情報セキュリティ実施ガイドの総称です。</u>

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク(以下「サプライチェーン・リスク」という。)に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ)に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第 三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(受 注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべ きものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間 接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大し ないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守 の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整 備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われ るリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリ ティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。

②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者等

- ①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者(契約社員、派遣社員等の 雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。)を必要最低 限の範囲に限るものとする。
- ②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者 名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申 請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持を含む。)及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書 を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる 要員の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍につい ての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認(立入調査)を得ること。

7. その他

①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスク が懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当 者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。